

# 情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30  
(土・日曜・祝日除く)

納期限を過ぎた町税で、  
納め忘れの方は、至急納入  
してください。

夜間納税相談および  
収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合に  
より、納税相談や納付に出  
向くことが難しい方に、次  
のとおり夜間納税相談およ  
び収納窓口を開設します。

使用料など（町に関係する  
ものに限ります）も納付す  
ることができます。

総務課	役場2階 窓口10番
役場1階 窓口1番	役場2階 窓口10番

選挙人名簿登録者の縦覧	9月1日現在、訓子府町 で新たに選挙人となる方 を、選挙人名簿に登録しま す。新規登録者の氏名など を記載した名簿は、9月3 日(火)から9月7日(土)までの 5日間、総務課で縦覧でき ます。
-------------	---

町課	役場1階 窓口1番
税の関係課	役場1階 窓口1番

町道民税・国保税の納期限	町道民税第2期分と国保 稅第4期分の納期限は、9 月30日(月)です。納期内に忘 れずに納めましょう。
--------------	--

省工改修住宅の固定資産税を減額	平成20年1月1日以前に建 てられた住宅について、平 成20年4月1日から平成28 年3月31日までの間に、一 定の省エネ改修工事を行つ た場合、申告により完了し た翌年度1年分に限り12 0円分までの固定資産税を 3分の1減額しています。
-----------------	--

業事故が最も多く発生する時期です。	農業機械は、年々大型化、 高性能化しています。運転 する方はもちろん、周囲で 作業する皆さんも安全確認 を徹底し、農作業をしま しょう。
-------------------	---

■トラクターは転倒防止など安全対策を	機械の点検整備、異物除 いと連結する作業機械に 動力を送る部分)の回転 を止めてから
--------------------	---

■作業者が複数の場合には、 お互いに声をかけ合い作 業しましょう	■低速車マーク・反射テ ープなどの装着を
--	-------------------------

■運搬中の落下事故防止	この時期、運搬中の農作物、牧草ロール、空コンテ ナなどの落下事故が見られます。一步間違えると、大 事故につながる恐れがありますので、十分に注意して ください。
-------------	--

秋の農繁期は、例年農作 収穫最盛期を迎え	秋の農繁期は、例年農作 収穫最盛期を迎え
-------------------------	-------------------------

農林商工課	役場2階 窓口13番
-------	------------

身体症状の悪化を防ぐこと	身体症状の悪化を防ぐことを希望される方を対象に、理学療法士による訪問リハビリ支援を行います。
--------------	--

○料金無料	○料金無料
-------	-------

○申込み10月1日(火)まで	○申込み10月1日(火)まで
----------------	----------------

○スタッフ理学療法士	○スタッフ理学療法士
------------	------------

○定員4~5人	○定員4~5人
---------	---------

○料金無料	○料金無料
-------	-------

○申込み10月1日(火)まで	○申込み10月1日(火)まで
----------------	----------------

○料金無料	○料金無料
-------	-------

○申込み10月1日(火)まで	○申込み10月1日(火)まで
----------------	----------------

○料金無料	○料金無料
-------	-------

○申込み10月1日(火)まで	○申込み10月1日(火)まで
----------------	----------------

○料金無料	○料金無料
-------	-------

○申込み10月1日(火)まで	○申込み10月1日(火)まで
----------------	----------------

○料金無料	○料金無料
-------	-------

○申込み10月1日(火)まで	○申込み10月1日(火)まで
----------------	----------------

○料金無料	○料金無料
-------	-------

○申込み10月1日(火)まで	○申込み10月1日(火)まで
----------------	----------------

○料金無料	○料金無料
-------	-------

○申込み10月1日(火)まで	○申込み10月1日(火)まで
----------------	----------------

○料金無料	○料金無料
-------	-------

○申込み10月1日(火)まで	○申込み10月1日(火)まで
----------------	----------------

資産税の減額措置との重複  
適用はできません。

1. 対象となる改修工事(次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの)

○床の断熱性を高める改修工事

○窓の断熱性を高める改修工事

○壁の断熱性を高める改修工事

○天井の断熱性を高める改修工事

○壁の断熱性を高める改修工事

○天井の断熱性を高める改修工事

○壁の断熱性を高める改修工事

○